

仕 様 書

1 工事の名称

兵庫県立尼崎青少年創造劇場音響設備改修工事

2 納入及び撤去物品及び数量

設計図書のとおり

※設計図書は、参加申請書受付期間中（6月17～26日）、当館にて閲覧可能。

また、貸与を希望される方は来館の上、「設計図書貸与申込書」を提出すること。

3 納入場所

兵庫県立尼崎青少年創造劇場大ホール及び音響室ほか

（尼崎市南塚口町3-17-8）

4 納入期限及び工事期間

納入期限は、令和8年3月19日（木）まで

※そのうち、現地施工は、大ホールの閉鎖を伴うことから、令和8年3月9日（月）から3月19日（木）のまでの間に限る。

なお、納入及び工事については指定管理者である公益財団法人兵庫県芸術文化協会兵庫県立尼崎青少年創造劇場（以下「劇場」という。）とあらかじめ協議し、施設の運営に支障とならないよう指示に従うこと。

※納入期限は、納品検査完了後の引渡しの期限であることに留意すること。

※施工完了後すぐに運用がはじまるため、工事期間内にシステム及び製品のレクチャーを行い、運用に支障がないようにすること。

5 履行条件

新設機器の納入・設置及び既設機器の撤去、既設の機器との接続等は、施工後のメンテナンスの関係上、一業者での納入（電気工事、最終の機器調整等を含む）受け渡しを行うこと。

6 現場管理

（1）機器設置は、労働安全衛生法等の関係法令の規定により施工し、工程は劇場と打合わせの上、工程表を作成し、承諾を受けたうえで期間内に完全に完了すること。

（2）作業中は、関係者以外が立ち入ることができないよう安全柵や表示等を設け、既設建物及び既設設備が損傷・汚損の恐れがある場合は養生を行い、細心の注意を払い施工すること。

万一損傷・汚損した場合は、速やかに適切な処置をとると共に、劇場に報告し、指示がある場合はこれに従うこと。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

（3）機器及び撤去機器置場は、劇場の承諾を受け、工事完了後は、撤去、後片付け及び清掃等を速やかに行うこと。

（4）新設機器の使用に必要な電源盤等の改造及び新たな配線を行い、既設機器及び配線の撤去、廃棄を行うこと。なお、既設配線については、可能な限り撤去・廃

棄し、やむを得ない部分は適切な処置を行い残置させること。

7 納入検査

- (1) 当該機器の納品及び設置完了後、受注者立ち会いのもと、劇場による納入検査を受けること。
- (2) 検査の結果、不合格、不備又は瑕疵が発見された場合は、速やかに適正なものに交換し、再度、検査を受けること。なお、交換に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

8 保証期間

- (1) 納入後 1 年間を無償保証とし、受注者の納品した製品及びシステムに起因する障害が生じた場合、または納入過程の作業に起因する障害の修理に要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 保証期間においては、故障等の緊急事態に備え、適切な処置が行えるよう 24 時間専門技術者を修理対応のため派遣できる体制を維持すること。

また、故障対応を含む当該機器を担当する拠点を設け、担当技術者名、連絡先等を記載した名簿、連絡方法等を書面にて提出すること。

9 特記事項

- (1) 入札価格には、物品の価格のほか、運搬、搬入、設置時の養生、電気工事及び、設置後の調整、既設機器の撤去廃棄処分、現地調査など納品等に要する一切の費用を含めること。
- (2) 既設機器など当該物品の更新により発生した廃棄物は、関係法令を遵守し処理すること。
- (3) 今回更新機器以外の既設機器との接続に関しては、既設機器納入会社と調整の上、接続及び設置を行うこと。

10 仕様書に関する質問等

仕様書に関して質問がある場合は、質問書受付期間である令和 7 年 7 月 8 日（火）までに、劇場あてに書面にて行うこと。

11 その他

- (1) 当該物品の搬入を行う車両は、ホール搬入口のスペースを利用することができる。但し、設置等に係る作業員の一般車両（乗用車等）は、劇場駐車場の収容台数に限りがあるため、それを超える場合は近隣の一般駐車場を利用すること。
- (2) 受注者は、落札後に応札額に対する納品機器について、規格及び単価等を記載した内訳書を提出すること。
- (3) 機器設置後は、マニュアルを提出のうえ、操作方法等について劇場及び保守運営受託業者の担当者向けに説明会を開催すること。

【問合せ先】

兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理部 西田

TEL 06（6426）1940 FAX 06（6426）1943